

入札等の実施について（工事・一般競争入札）

川崎市住宅供給公社 総務部 総務課

1 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1,000万円以上の案件について実施します。

2 入札案件の公告

川崎市住宅供給公社（以下「公社」という。）ホームページのうち、入札・契約情報ページ（以下「入札・契約情報ページ」という。）の入札公告（発注予定）ページに掲載及び総務部入口の掲示板に掲載します。

なお、毎年度4月1日時点の川崎市工事請負有資格業者名簿の該当業種に登録されている業者の方には、原則として入札案件を公告する旨をメール等により御連絡します。

3 入札参加資格

一般競争入札に参加するためには、案件ごとの参加条件を満たしていることが必要です。入札公告において入札参加資格を明示します。

4 入札参加申込書等の提出方法・期間

（1）提出方法

入札公告（概要一覧）の申込方法に記載のURL（リンク）を通じてスマート申請（オンライン申請）（以下「スマート申請」という。）により一般競争入札参加資格確認申請書を作成し、必要書類と併せて提出してください。

（2）提出期間

入札公告（概要一覧）に記載の申込締切り日時まで。

5 入札参加申込を行う時に必要な書類

入札参加申込を行う時に必要な書類については、入札公告において明示します。

6 設計図書類について

設計図書類の入手方法については、入札公告において明示します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

入札公告に記載している「一般競争入札参加資格」の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 一般競争入札参加資格確認通知の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、毎年度4月1日時点の川崎市工事請負有資格業者名簿の該当する業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、入札公告（概要一覧）の「設計図書等配布日時」までにスマート申請により交付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効

とします。

9 仕様書等の積算に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の積算内容に関してのみ、質問ができます。

(入札参加資格等に関する質問は、総務部総務課(044-244-7575)にお問合せください。)

なお、仕様書等の積算内容以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア スマート申請の質問書作成フォームによる質問方法

質問は、スマート申請の質問書作成フォームに入力して提出してください。質問入力方法の詳細については、「入札・契約情報ページ」－「入札関係書類ダウンロード」に掲載している「スマート申請マニュアル3 質問回答(一般)」を参照してください。

イ 入力・提出期間

入札公告(概要一覧)による。

(2) 回答

ア 回答日 入札公告(概要一覧)による。

イ 回答方法

回答については、「入札・契約情報ページ」－「入札公告ページ」の本案件の回答欄に表示される「DL」の文字(入札公告(概要一覧)の「質問回答予定日時」から入札日午前0時まで表示されます。)をクリックし、指定のパスワードを入力することで閲覧又は取得できます。

パスワードは、「一般競争入札参加資格確認通知書」に記載して通知します。

質問回答書を入札公告ページから閲覧又は取得できない場合等は、総務部総務課(電話044-244-7575)にお問合せください。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

また、別の定めがない限り、回答後の再質問については受付をいたしません。

10 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出

入札書による紙入札方式とします。

入札書は「入札・契約情報ページ」－「入札関係書類ダウンロード」に掲載している「入札書」を使用し、必要事項を記載してください。

入札時には、入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を添付してください。

積算内訳書は、初度の入札の際、次のア及びイの書面に必要事項(入札額に相応する積算額等)を記載し、ホッチキス留めしてください。

なお、初度の入札で落札候補者が決定せず、再度入札を行う場合の積算内訳書の提出の要否については、案件ごとの入札公告等を御覧ください。

ア 表紙 「入札・契約情報ページ」－「入札関係書類ダウンロード」に掲載している「入札書」

イ 2ページ以降 入札公告で設計図書類のうち工事内訳書を積算内訳書として指定します。

※ 設計図書類のダウンロード対象案件の場合は、「入札・契約情報ページ」－「入札公告ページ」からダウンロードしてください。

代理人をもって入札を行う場合は、委任状を持参してください。委任状の提出がない場合、押印漏れ等の不備がある場合は入札に参加できない場合があります。また、入札書に代表者の押印並びに代理人氏名の記入及び押印が必要となります（代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用してください。）。

（２）入札予定日時及び入札場所は、入札公告（概要一覧）によります。

1 1 積算内訳書について

積算内訳書に関する注意事項等は、次の各号のとおりです。

（１）積算内訳書の提出等について

競争入札時には、必ず積算内訳書を提出してください（入札書と同じ封筒に封入して提出してください。）。入札が低入札価格調査の対象工事となった場合、失格基準の運用については、この積算内訳書の金額により判断します。

なお、初度の入札で落札候補者が決定せず、再度入札を行う場合の積算内訳書の提出の要否については、案件ごとの入札公告等を御覧ください。

※ 積算内訳書は、一般競争入札時は公社指定の様式をダウンロードページからダウンロード等してください（指名競争入札時は指名通知書に同封します。）

（２）積算内訳書の注意事項について

次のいずれかに該当する場合は、原則として当該入札者の入札を無効とします。

- ア 指定する積算内訳書等の添付がない場合
- イ 提出者名に誤記がある場合
- ウ 工事名に誤記がある場合
- エ 入札金額と積算内訳書の合計額に著しい相違がある場合
- オ 不正行為が認められた場合
- カ その他積算内容に不備がある場合

1 2 落札者の決定及び参加資格の審査等

（１）予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について一般競争入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「入札・契約情報ページ」－「入札・契約制度関連資料」のページにある「川崎市住宅供給公社工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

（２）配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。入札終了後、総務部総務課から落札候補者あて（スマート申請のログイン用メールアドレスあて）に書類の提出等に関する通知を送付しますので、通知に記載の方法により、入札公告で指定する書類を指定の期日までに提出してください。

※ なお、再入札の場合のみ積算内訳書原本（押印要）について、紙により提出してください。

（３）類似工事施工等実績確認（申請）書等の提出（※「類似工事施工等実績」を入札参加資格としている場合に提出）

入札参加資格において、「類似工事施工等実績」を参加資格としている案件については、落札候補者は類似工事施工等実績確認（申請）書の提出が必要となります。積算疑義申立

てに関する手続期間の終了後に落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、工事实績を確認できる書類を、入札公告（概要一覧）に記載の担当課に提出し、確認を受けてください。工事实績を確認できる書類としては、入札公告の「一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たす事項を確認することができる契約履行証明書、契約書・協定書・設計書等の写し（契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの）・コリンズ登録データ（竣工時データ）等が必要になります。

なお、これらの書類においては、入札公告の「一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たしていることだけでなく、受注から完工までを確認できることが必要です。

（４）入札の無効

ア 川崎市住宅供給公社競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合は無効となる場合があります。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

（設計図書の電子化実施対象案件を除く）

1.3 開札後の疑義申立てについて

公社では、発注する工事に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、積算疑義申立制度を設けています。

この制度の詳細は次のとおりです。

（１）落札者決定の保留

開札後、予定価格の範囲内に有効な入札があることを確認後、直ちに落札決定は行わず、疑義申立期間中は入札手続を保留します。

（２）保留の宣言

入札の開札後、入札が成立していることを確認して、辞退者及び入札しなかった者を除き入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）に保留を宣言します。

（３）疑義申立てについて

ア 金額入り設計書の閲覧

入札参加者は、開札日の翌日から工事担当課（入札公告又は指名通知に記載しています。）において金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を閲覧することができます。

閲覧する際には、公社の入札・契約情報ページのダウンロードページからダウンロードした「金額入り設計書閲覧請求書」を提出して閲覧してください。閲覧は１回３０分を限度とします。ただし、他の入札参加者の閲覧を妨げない限りにおいて、再度閲覧することができます。この場合、日を改めて閲覧する場合には、再度「金額入り設計書閲覧請求書」を提出していただきます。

なお、金額入り設計書の複写、撮影及び持ち出しをすることはできません。

イ 金額入り設計書を閲覧できる期間

開札日の翌日と翌日から起算して２日目は、９時から１７時まで（１２時から１３時までを除きます。）

ウ 疑義申立ての対象

金額入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義を対象とします（入札前に提示している、図面、仕様書、質問に対する回答等については、「積算疑義」の対象となりませんのでご注意ください。）。

エ 疑義申立ての方法

疑義申立ては、公社の入札・契約情報ページのダウンロードページからダウンロード

した「積算疑義申立書」を工事担当課に提出することにより行ってください。

オ 疑義申立てができる期間

(ア) 開札日の翌日と翌日から起算して2日目は、9時から17時まで（12時から13時までを除きます。）

(イ) 開札日の翌日から起算して3日目は、9時から12時まで（12時から13時までを除きます。）

(ウ) 期間を過ぎた申立ては受け付けません。

(4) 疑義申立期間終了後

ア 疑義申立てがない場合

契約担当課は、落札候補者の最終的な入札参加資格の確認を行い、落札者を決定します。

イ 疑義申立てがある場合

疑義申立ての内容を工事担当課で確認します。

(ア) 設計書に誤りがない場合

契約担当課は、開札日の翌日から5日目（公社の休日を除く。）を目途に誤りがない旨を文書で回答し、契約手続を再開します。

(イ) 設計書に誤りがあった場合

工事担当課と契約担当課は設計書の誤りの内容と対応について協議します。誤りの内容により、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その入札を中止しなければ適切な契約とならいか否かについて判断をします。

a 入札を中止しないとき

契約担当課は、開札日の翌日から5日目（公社の休日を除く。）を目途に申立てに対して文書で回答し、契約手続を再開します。

b 入札を中止するとき

契約担当課は、開札日の翌日から5日目（公社の休日を除く。）を目途に申立てに文書で回答し、入札を中止する手続を行います（入札参加者全員に入札を中止する旨の通知をします。）。

1.4 落札候補者が提出する書類について

建設業法に基づき、技術者の配置を求めます。配置予定技術者届等の提出については、落札候補者の最終的な入札参加資格確認時にスマート申請により行います。ただし、必要に応じて入札手続中に提出を求める場合もあります。この場合には、入札公告で御案内いたします。

詳細については、9ページの別紙「配置予定技術者及び現場代理人に関する取扱いについて」を御覧ください。

各種様式については、「入札・契約情報ページ」－「入札関係書類ダウンロード」に掲載しています。落札候補者となった時点における最新版を使用してください。

(1) 配置予定技術者届

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※ 同証で雇用関係が確認できない場合、次の1.4(3)に記載の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の１、２級の技術検定合格証明書等の写し又は建設業法第７条第２号イ、ロ、ハの条件を満たす「主任技術者経歴証明書」

(３) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類

ア 健康保険被保険者証の写し

※ 経過措置期間中（令和７年１２月１日まで）かつ当該保険証の有効期限内に限り、引き続き保険証による確認を可とします。なお、経過措置期間後は保険証による確認は行うことができませんが、これに代わる確認方法等について、国から基準が示された場合は、別途判断するものといたします。

イ 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

ウ 年金事務所作成の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

エ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

オ その他雇用関係が確認できる書類の写し

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に３箇月以上の雇用関係にあることが必要です（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）。

(４) 監理技術者補佐の配置予定技術者届等（※特例監理技術者を配置予定の場合に提出）

ア 配置予定監理技術者補佐の「配置予定技術者届」

イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）

※ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類

※ 特例監理技術者を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください

※ 特例監理技術者が２現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

(５) 人員の配置を示す計画書及び連絡員の資格を確認できる書類（※必要な場合に提出）

ア 人員の配置を示す計画書

イ 連絡員の資格を確認できる書類

連絡員の１、２級の技術検定合格証明書等の写し又は建設業法第７条第２号イ、ロ、ハの条件を満たす「主任技術者経歴証明書（第２号様式）」

※ 以下の全ての要件に適合する場合、専任を要する工事を兼務することができます。

(ア) 各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

(イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能な

ものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

(ウ) 落札候補者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

(エ) 当該建設工事に配置予定の技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。

(オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。

(カ) 本工事の受注後、作成した上記10(6)アの計画書を工事現場毎に備え置くこと。

(キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(ク) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

※ 営業所に専任しなければならない営業所技術者等についても、1現場に限り、同様の措置により専任を要する技術者の兼務が可能となります。

(6) 下請契約に関する誓約書（※必要な場合に提出）

※ 一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負代金の額の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となることは、法令上認められていません。

※ 特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

※ 請負金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は不要です。

※ 一般競争入札参加資格において、特定建設業許可が求められている場合、請負金額及び下請契約の請負金額に関わらず、一般建設業許可をもって特定建設業許可に代えることはできません（入札公告で「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業許可でも可とする記載がある場合を除く。）。また、一般競争入札参加資格において、監理技術者の配置が求められている場合、請負金額及び下請契約の請負金額に関わらず、主任技術者の配置をもって監理技術者に代えることはできません（入札公告で「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とする記載がある場合を除く。）。

(7) 類似工事施工等実績確認（申請）書（※「類似工事施工等実績」を入札参加資格としている場合に提出） 上記11(3)のとおり。

(8) 上記(1)から(7)の他に必要な提出書類については、入札公告の「落札候補者が提出する書類」において明示します。

※ 当公社による資格審査終了後は、原則として、上記(1)、(4)により届け出た配置予定技術者の変更はできません。

※ 配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、当該入札を無効として取り扱いますので、十分に御注意ください。

1 5 契約手続等

入札公告を参照してください。

- ※ 契約保証金について 入札公表詳細において「要 1 0 %」と表示されている場合については、契約金額の 1 0 %とします。ただし、川崎市住宅供給公社契約規程第 3 7 条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、 契約保証金の納付を免除します。
- ※ 落札者は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定か ら請負契約を締結するまでに、「発注情報詳細」に記載の工事担当課に対して、その旨を当該 事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知書を提出すること。

1 6 下請人の制限

健康保険法第 4 8 条、厚生年金保険法第 2 7 条、雇用保険法第 7 条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

- ※ 平成 3 1 年 4 月 1 日から、制限の対象を 1 次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

1 7 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市住宅供給公社契約規程及び川崎市住宅供給公社競争入札参加者心得等の定めるところによります。これらは、川崎市住宅供給公社のホームページで閲覧できます。
- (3) 公告に関する問い合わせは、入札公告（概要一覧）によります。
- (4) 週休 2 日制確保モデル工事の試行対象に該当するかについては、個別案件の入札公告を御確認ください。
- (5) 公告後、契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、中止された案件については、当該案件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を公社が負担します。ただし、中止の原因が公社の責めによるものに限ります。（設計図書の電子化実 施対象案件を除く。）
- (6) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。指名停止の期間中の有資格業者が、当公社の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることは認められません。（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き の申立てをしたことによる指名停止中の場合を除く。）。

配置予定技術者及び現場代理人に関する取扱いについて

1 配置予定技術者に求められる雇用関係

配置予定技術者は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。

（在籍出向者、派遣社員、契約社員は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません）

◎**公社が配置予定技術者届等の提出を求めた際には、配置予定技術者の雇用関係を確認するため、次の書類の写しを提出してください。**

配置予定技術者届等の提出は、原則として落札候補者への電話連絡の翌日の正午までに提出してください。

○監理技術者：監理技術者資格者証の写し

同証で雇用関係が確認できない場合は、主任技術者と同様に雇用関係が確認できる書類を提出してください。

○主任技術者：

・健康保険被保険者証の写し

※ 経過措置期間中（令和7年12月1日まで）かつ当該保険証の有効期限内に限り、引き続き保険証による確認を可とします。

・市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

・年金事務所作成の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

・公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

・その他雇用関係が確認できる書類の写し

2 配置予定技術者の変更

配置予定技術者の変更は原則認めません。ただし、配置予定技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などについてはこの限りではありません。

また、変更契約により下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者へ変更する場合や、公社が特別に認める場合もこの限りではありません。

3 専任配置を必要とする入札における配置予定技術者の注意点

- ・落札日現在、他の工事に技術者として配置していないこと
- ・総合評価方式の場合は原則として開札予定日時点で、他の工事に技術者として配置していないこと

①各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

- ②建設工事の工事現場間の距離が、同一の技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ③落札候補者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- ④当該建設工事に配置予定の技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。
- ⑤当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
- ⑥当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則に定める事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- ⑦主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑧兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

※ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられるが、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。したがって、専任の技術者は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地で対応が必要な場合は除く。

4 入札手続中に配置予定技術者届等を提出する場合の注意点

総合評価方式等、入札手続中に配置予定技術届等の提出を求める場合において、次のような場合は入札参加資格を喪失する場合がありますので、入札手続に際しては十分注意してください。

- ・配置予定技術者届の記載事項に誤りがある場合
- ・必要書類の添付がない場合
- ・資格を欠いた技術者を配置予定技術者とした場合

（直接的な雇用関係にない者、入札参加申込日において雇用期間が3箇月未満である者、当該工事に対応する建設業法の許可業種を有しない者など）

落札候補者となっても、最終的な入札参加資格の確認において、入札参加資格を喪失している場合には、落札者となれません。

5 落札候補者が配置予定技術者を配置できない正当な理由

落札候補者となったにも係らず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合、当公社では当該入札を無効として取り扱いますので、十分に御注意願います。

※ 配置できない「正当な理由」

- ①技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職の場合などによる場合
- ②積算疑義期間中に当公社の他の工事に配置されることになった場合
- ③入札日程の延期等により、当該入札申込日以降に配置予定技術者の状況に変化が生じた場合等

いずれの場合にも、当該事実が確認できる書類等を添えて書面で配置できない「正当な理由」を説明してください。

「正当な理由」が確認できない場合には、当該入札を無効として取り扱います。

※注意

同一入札日となる複数の案件に入札し、そのいずれかが技術者の専任配置を求める場合に、複数の案件の落札候補者となり、専任の技術者を配置することで他の案件に配置する技術者がいない場合は、「正当な理由」にはあたらないので御注意ください。（監理技術者等の専任義務の合理化や営業所技術者等の職務の特例を除きます。）

6 営業所の専任技術者

建設業法第7条第2号又は第15条第2号で規定される、営業所ごとに置かれる専任の者については、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められることから、原則、工事の専任配置技術者となることはできませんが、次の場合は技術者の職務を兼ねることができます。

- ・上記3「監理技術者等の専任義務に係る合理化について」と同様の措置により、1現場に限り、専任を要する技術者の兼務が可能となります。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該工事の専任を要しない配置技術者となることができます。

7 配置技術者と工事金額の関係

設置が必要な技術者	契約金額	下請契約の請負代金の合計額	必要な建設業許可
監理技術者（専任）	4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）	5,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）	特定建設業
主任技術者（専任）		5,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）	特定建設業 又は 一般建設業
主任技術者	4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）		

※ 監理技術者とは、監理技術者資格者証を有する者で、主任技術者となれます。

※ 工事請負契約の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の場合、落札候補者の最終的な入札参加資格確認時に、「下請契約に関する誓約書」（「技術者の配置における事務取扱要領」第3号様式）を提出することで、一般建設業の許可及び主任技術者の配置を認めます。

ただし、案件によっては、特定建設業の許可及び監理技術者の配置を求めることがあります。

すので、「発注情報詳細」をよく御確認ください。

8 配置技術者の専任を要しない期間について

配置技術者に関する取り扱いについては、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に準じた取扱をしているところですが、改めて監理技術者等の専任期間について通知します。

当公社から直接建設工事を請け負った建設業者が、配置技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も当公社工事担当局と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止にしている期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成后、検査が終了し（当公社の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、配置技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の配置技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。

9 現場代理人について

（１）現場代理人について

現場代理人は特別な資格は必要としませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）がなければなりません。

なお、川崎市住宅供給公社工事請負契約約款（以下、「約款」といいます。）第11条第2項に規定されるように、「この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない（略）」とされ、工事現場に常駐することが義務付けられており、技術者の専任配置と同様に、他の工事の監理技術者等や現場代理人になることはできません。（同一工事では、「現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができること」となっています。【約款第11条第5項】）

（２）現場代理人の常駐義務の緩和について

ア 現場代理人の常駐義務を課している工事のうち、次の条件を全て満たす工事については、合計で2件まで現場代理人の兼任を認めます。

（ア）監督部署（発注係）が同一であるもの

（イ）各工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事

イ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間は、現場代理人の常駐を要しません。なお、工場製作の過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であり、特に監督員が認める場合は、これらの製作に関し現場代理人を兼任させることができます。

ウ 発注者が契約時にあらかじめ余裕期間（発注者が契約時にあらかじめ工事請負契約を

締結した日から実際に現場に着手する日（工事着手届を受理した日ではなく、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事のいずれかが開始される日）の前日までを設定した期間）を設定している工事について、余裕期間においては現場代理人の設置を要しません。

エ ア又はウの条件を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事等で、この取扱を適用することが適当でないと判断される場合は、常駐義務の緩和、現場代理人の兼任又は余裕期間の設定は行いません。

オ 設計変更等によりア(イ)の条件を満たさなくなった場合においても、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いに変更はありません。